

平成30年度産業廃棄物処理業者向け講習会

適正処理の基礎知識と 産廃処理の実務に関する講習【中級編】

第1部（抜粋資料）

※無断での複製・転載を禁じます

東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社



第1部

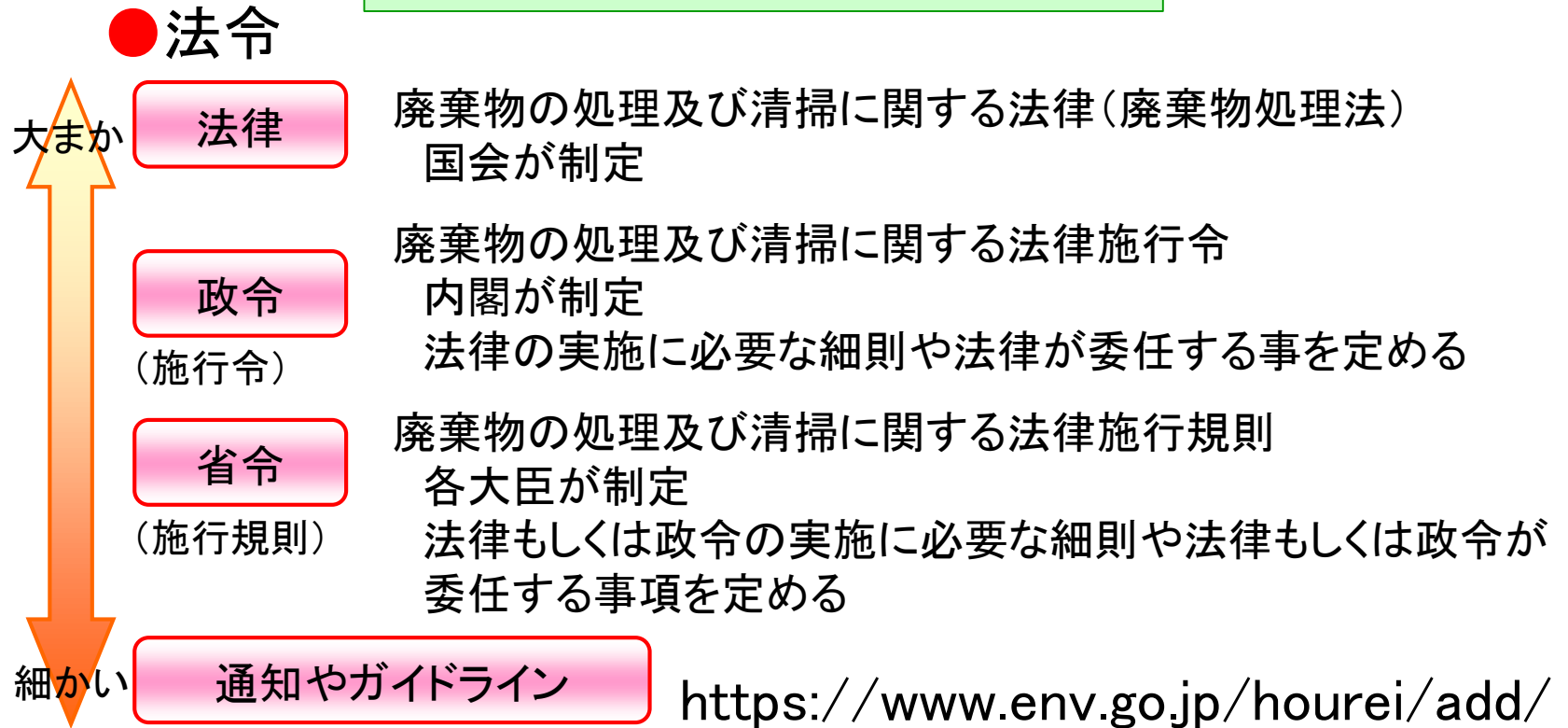
1. 押さえておきたい国の通知とガイドライン
2. 廃棄物処理法の改正について
3. 東京都の指導事例



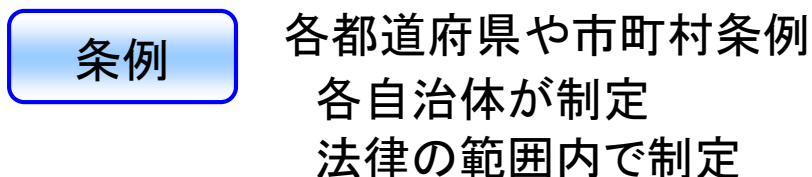
1. 押さえておきたい国の通知とガイドライン

1. 押さえておきたい国の通知とガイドライン

法令や条例の体系



● 条例・規則



東京都廃棄物条例
東京都廃棄物規則

1. 押さえておきたい国の通知とガイドライン

環境規発第 18033028 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省から「各都道府県・政令市」に出された通知です

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

行政処分の指針について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号をもって通知した「行政処分の指針について（通知）」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）等が平成 30 年 4 月 1 日より施行されること等を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分の指針」を取りまとめたので通知する。

おって、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 押さえておきたい国の通知とガイドライン

下記の内容に関する通知文を見てみましょう

- 1－1. 廃棄物の該当性の判断について
- 1－2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分
- 1－3. 建設工事から生ずる廃棄物について
- 1－4. 適正な対価について
- 1－5. 排出事業者責任の徹底について
- 1－6. 行政処分について



1-1. 廃棄物の該当性の判断について

廃棄物の該当性について

廃棄物処理法 第2条(定義)

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

注)3/11の原発事故由来の放射性汚染物は、当分の間、特別措置法により廃棄物処理法(特定一廃、特定産廃)の対象

この通知を見てみよう！

平成30年3月30日環産廃発第18033028号
「行政処分の指針について(通知)」

廃棄物の該当性の判断について(抜粋)

第1 総論 4 事実認定について (2) 廃棄物の該当性の判断について

① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

ア 物の性状	利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
イ 排出の状況	排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。
ウ 通常の見取り形態	製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
エ 取引価値の有無	占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
オ 占有者の意思	客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分 ^の 意思が認められないこと。

② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理(収集運搬、中間処理、最終処分ごと)に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

おから事件 (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

- 廃棄物処理業の許可を取得せず、豆腐製造業者から肥料を製造するとして、お金をもらっておからを引き取った業者
- 実際には大量に放置して腐敗させ、近隣から苦情

被告人は「おから」は、食用、肥料、飼料であって社会的に有益有用な資源で「不要物」ではないと主張

- おからの性状・・・× **腐敗しやすい性質**
- 排出の状況・・・○ 豆腐製造業者により計画的に排出
- 取扱い形態・・・× **売買されるのはごくわずか**
- 取引価値・・・× **処理料金を徴収していた**
- 占有者の意思・・・○ おからを製造原料にしていた

総合判断説



産業廃棄物に該当、無許可営業にあたる



1-1. 廃棄物の該当性の判断について

野積みされた使用済タイヤの適正処理について

【平成12年7月24日：厚生省産業廃棄物対策室長通知】

■廃棄物である使用済タイヤを有価物であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支障が生じている事案が多く発生したことから、国が各自治体に通知（抜粋）

・占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思を判断すること。

・使用済みタイヤが廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたり(※)その放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。(※概ね180日以上)



使用済みタイヤ以外の物についても、それが「廃棄物」に該当するか否かを判断する際に準用できる

(平成13年11月29日：環境省通知)



輸送費の取り扱いについて

この通知を見てみよう！

平成25年3月29日環産廃発第13032911号
「『エネルギー分野における規制・制度改革にかかる方針』（平成24年4月3日閣議決定）において、平成24年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」

※参考資料

平成17年3月25日（平成25年6月28日改正）

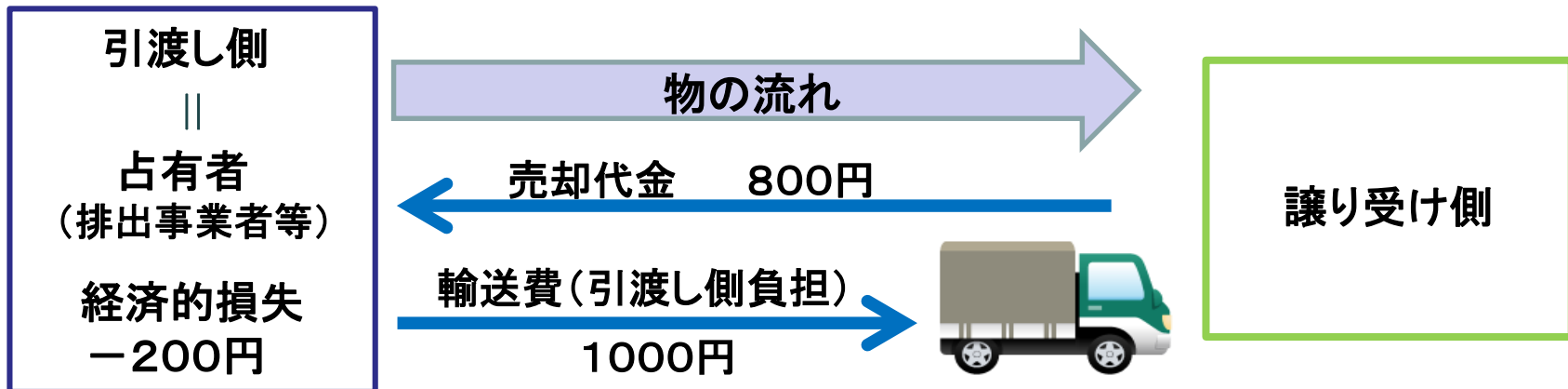
環産廃発第050325002号

「規制改革通知に関するQ&A集」（Q11・12に関連資料あり）



1-1. 廃棄物の該当性の判断について

輸送費が売却代金を上回る場合



廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取り扱い等の明確化（通知）

産業廃棄物の占有者(排出事業者等)がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、

引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、**少なくとも**、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。

(平成25年3月改正 平成17年3月環境省通知)

留意事項

- 再生利用 ⇒ 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること
- エネルギー源の利用 ⇒ エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること
- 遠隔地輸送 ⇒ 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること



バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法

この通知を見てみよう！

平成25年6月28日

環対廃発第1306281号/環産廃発第1306281号

「『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において、平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」

※参考資料

「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(環境省)



廃棄物に該当するかの相談事例

《有価物と判断された事例》

	用途	物の性状	排出の状況	通常取扱形態	取引価値の有無	占有者の意思	その他
木くず	燃料 (発電)	受入規格有/適切な品質管理	廃棄物処理業者が薬剤処理されていない廃材をチップ化	全国的に有価	有価で買取り/処理料金の徴収なし		
	燃料 (発電)	燃料としての性状を有する	中間処理したチップ/必要な量に限定	燃料として利用されている事例あり	有価で買取り	有価物として認識	発電設備導入コストを加味しても採算性あり/適切な環境保全を措置
	燃料 (発電、蒸気ボイラー)	異物・有害物質等の混入がなく燃料としての性状を有する/成分分析により生活環境保全上の支障が無いことが条件	製造過程から排出されたものを破碎(プラスチック、紙くずを含む)	産廃として扱う事例、有価物として扱う事例もあり			木くず以外の物質の混入が無いものを燃料にするよう検討を指導
動植物性残さ	燃料 (発電)				有価で買取り		運搬までは産業廃棄物として扱う
その他・混合廃棄物	メタン発酵原料 (発電)	動物のふん尿、動植物性残さ/受入基準あり/適正な品質管理	需要にあった搬入量	主に廃棄物だが、有価物となる場合あり	有価で買取り	メタン発酵の原料として売買契約	

出典:「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(環境省)より作成



廃棄物に該当するかの相談事例

《廃棄物と判断された事例》

	用途	物の性状	排出の状況	通常取扱形態	取引価値の有無	占有者の意思	その他
木くず	燃料チップの製造		間伐に伴って発生		具体的な金銭のやり取り等が不明／処理料金徴収の可能性あり		
動植物性残さ	メタン発酵原料(発電)	通常の廃棄物として処理されている動植物性残さと同じ性状		製品としての市場が形成されていると言えない	有価で買取り	資源とみなしている	
汚泥	燃料(発電)	乾燥汚泥は木質バイオマスと同程度の発熱量／単純乾燥だけでは問題が残る	子会社が乾燥／需要に応じた処理	同じ性状の汚泥が産廃として処理されている	取引価値が不明／第三者に利用される見込みなし	燃料として適切に利用する意思がある	
その他・混合物	燃料(発電)		購入したものと、自社工場の製造過程から発生した廃棄物		一部は有価で買取り		自社で生じた廃棄物も処理しているので、廃棄物の処理施設としている

出典:「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(環境省)より作成

まずは、案件ごとに都道府県・政令市にご相談ください。
 複数の都道府県・政令市が関係する事例であって、判断結果が異なる可能性がある場合等は、環境省の全国統一相談窓口にご相談ください。

【全国相談窓口】環境省産業廃棄物課規制係 TEL5521-9274

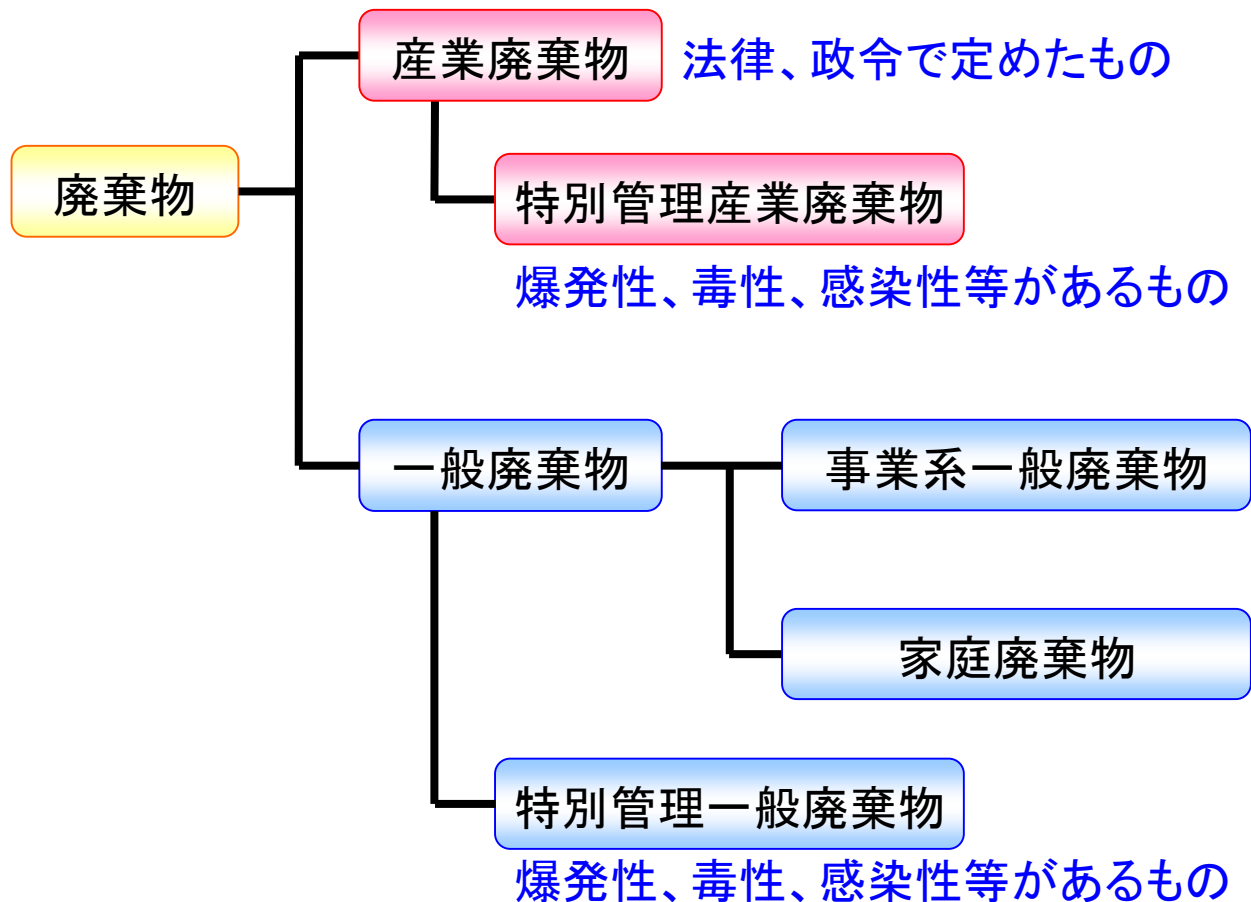


1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分



1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

廃棄物の分類



廃プラスチックは産業廃棄物？

- 事業活動に伴い生じた廃プラスチック類
⇒ 全て産業廃棄物となる（業種による区別なし）

区分	種類
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
排出する業種等が限定されるもの	紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体

- ・ 事業活動に伴い生じた廃プラスチック⇒産業廃棄物
（例：プラスチック製事務用品、包装材・・・）
※ただし、自治体により解釈が分かれている場合がある



1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

事業活動に伴うか否かで区分が異なる

● 事務所から出る弁当ガラは一廃か産廃か。

従業員が事務所で飲食する行為に伴って発生した廃棄物

- 「事業活動に伴って生じた廃棄物」にあたるとする解釈
事業者は、従業員を使って事業をしなければならないところ、その従業員が昼食時に食べた弁当の容器は、「事業活動に不可避免的に伴うもの」
- 「事業活動に伴うもの」ではなく、事業系一般廃棄物にあたるとする解釈
従業員の昼食の弁当の容器等は、食べ物の付着物やティッシュなどが入っており、資源化より衛生的に処理することが必要であり、また排出される昼食弁当の容器が事業活動と必ずしも直結しない面もある

現在、東京23区におけるプラスチック製弁当容器の解釈は、従業員や客の飲食に伴って排出されたものに限り、事業系一般廃棄物「弁当ガラ」としている。

※事業活動か否かの解釈は自治体により異なるので確認が必要

動植物性残さは産業廃棄物か一般廃棄物か

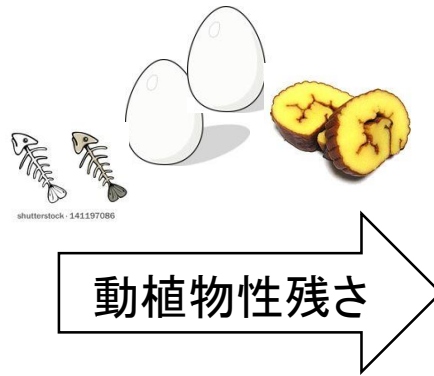
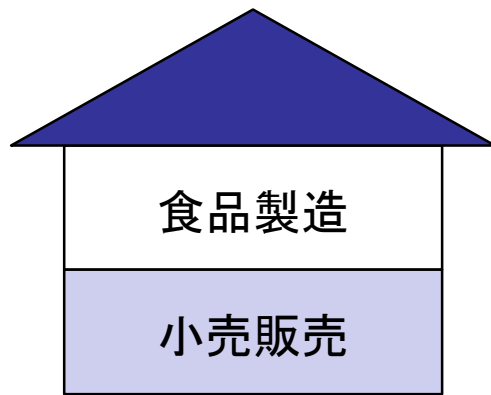
■ 事業の業種により区分が異なる

- 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
指定業種から発生した場合
⇒ 産業廃棄物
- 指定業種以外から発生した場合
⇒ 事業系一般廃棄物

- 食品製造業に該当するかの判断が複雑なので、注意が必要
- 出荷後に返品された食料品が廃棄物となった場合は、
事業系一般廃棄物となる

1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

「**同一店舗のみ**で商品を製造して個人へ販売する事業所」
(食品製造・小売)

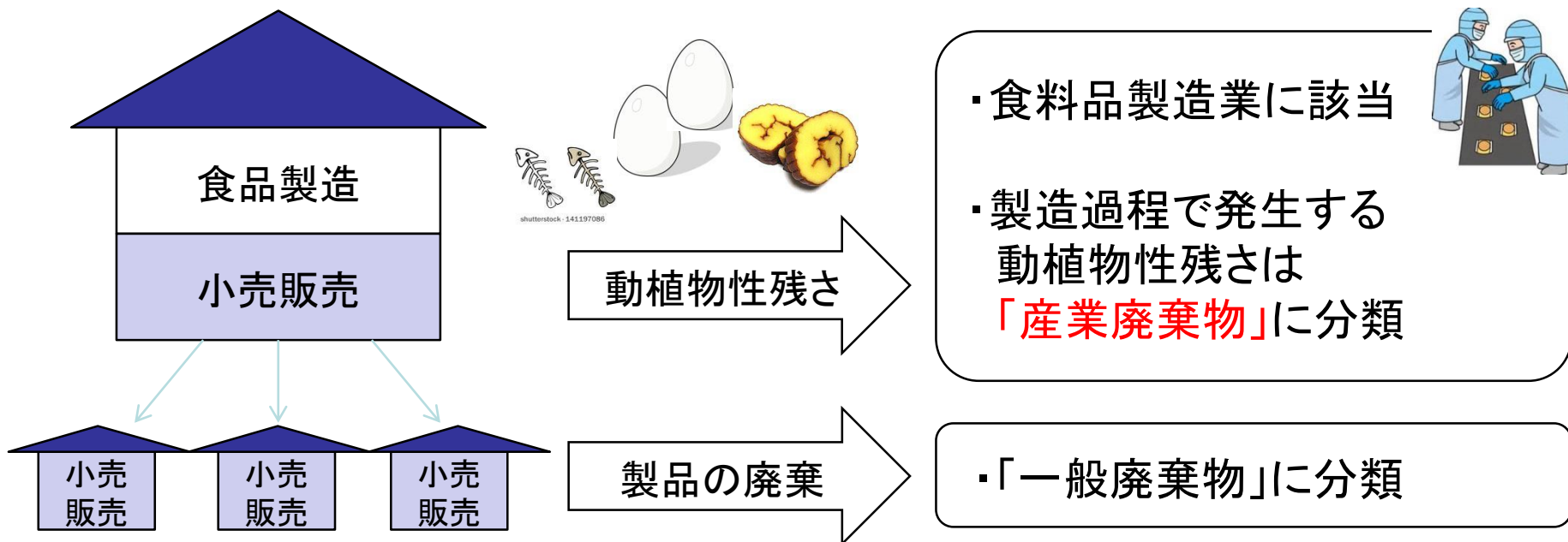


- ・製造小売業に該当
- ・製造過程で発生する動植物性残さは、「一般廃棄物」に分類

- 食品製造と製品の小売販売を**同一の場所のみで行っている**場合
 - ⇒小売業である「**製造小売業**」に該当
 - ⇒製造過程で発生する動植物性残さは、「**事業系一般廃棄物**」

1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

「商品を製造して同一場所で販売するとともに、
他の店舗へ運搬して販売する場合の事業所」
(食品製造・卸売)



■ 製造した食料品を同一場所で販売するとともに、別の店舗へ運んで販売する場合

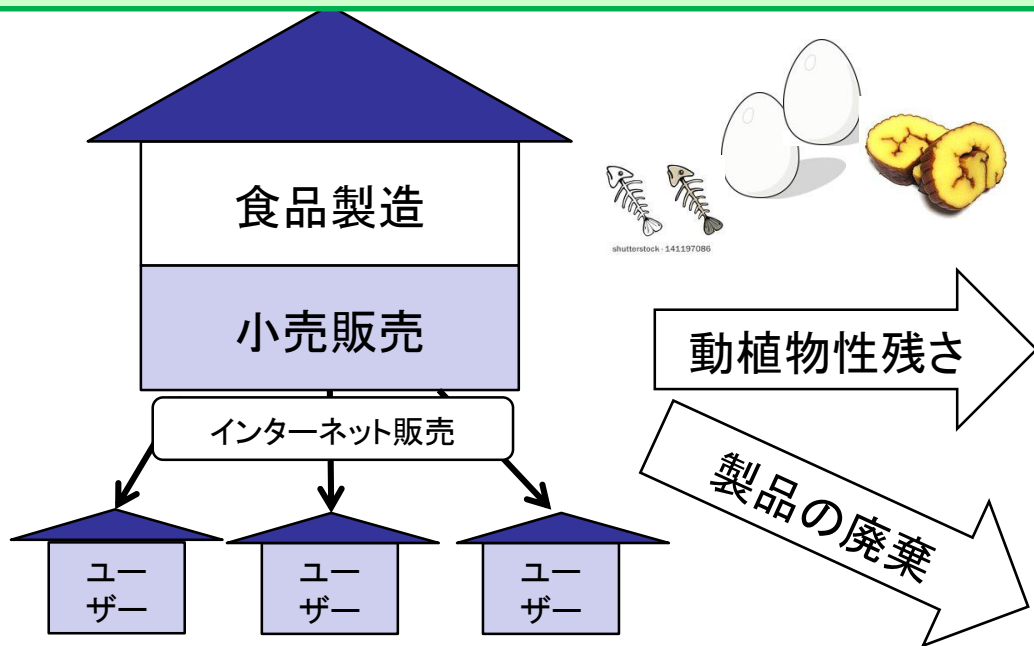
⇒製造している事業所は「食料品製造業」に該当

⇒製造過程で発生する動植物性残さは「産業廃棄物」



1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

「商品を製造して同一場所で販売するとともに、
通信販売等により直接消費者へ販売する場合の事業所」
(食品製造・卸売)



- ・食料品製造業に該当
- ・製造過程で発生する動植物性残さは「産業廃棄物」に分類

- ・「一般廃棄物」に分類

■ 製造した製品を同一の場所で販売するとともに、インターネット等により販売する場合

⇒製造している事業所は「食料品製造業」に該当

⇒製造過程で発生する動植物性残さは「産業廃棄物」

参考：調理前の食材を他の店舗へ運搬する場合

①すぐに調理できるように加工してから運搬する場合
(例：炒め物用やサラダ用の野菜カット等)

⇒食料品製造業に該当⇒産業廃棄物

②軽微な加工をしてから他の店舗へ運搬する場合
(例：キャベツを半分にカット、しいたけの茎をカット等)

⇒野菜卸売業に該当⇒事業系一般廃棄物

ビルピットからの汚泥は産業廃棄物？

■排水槽等により区分が異なる

排出物の一例	排出者の一例	オフィスビル等
トイレ等し尿を含む汚水の排水槽から発生した汚泥		事業系一般廃棄物
前述以外の雑排水の排水槽から発生した汚泥		産業廃棄物

■トイレ等のし尿を含む汚水の排水槽から発生した汚泥

⇒ 事業系一般廃棄物

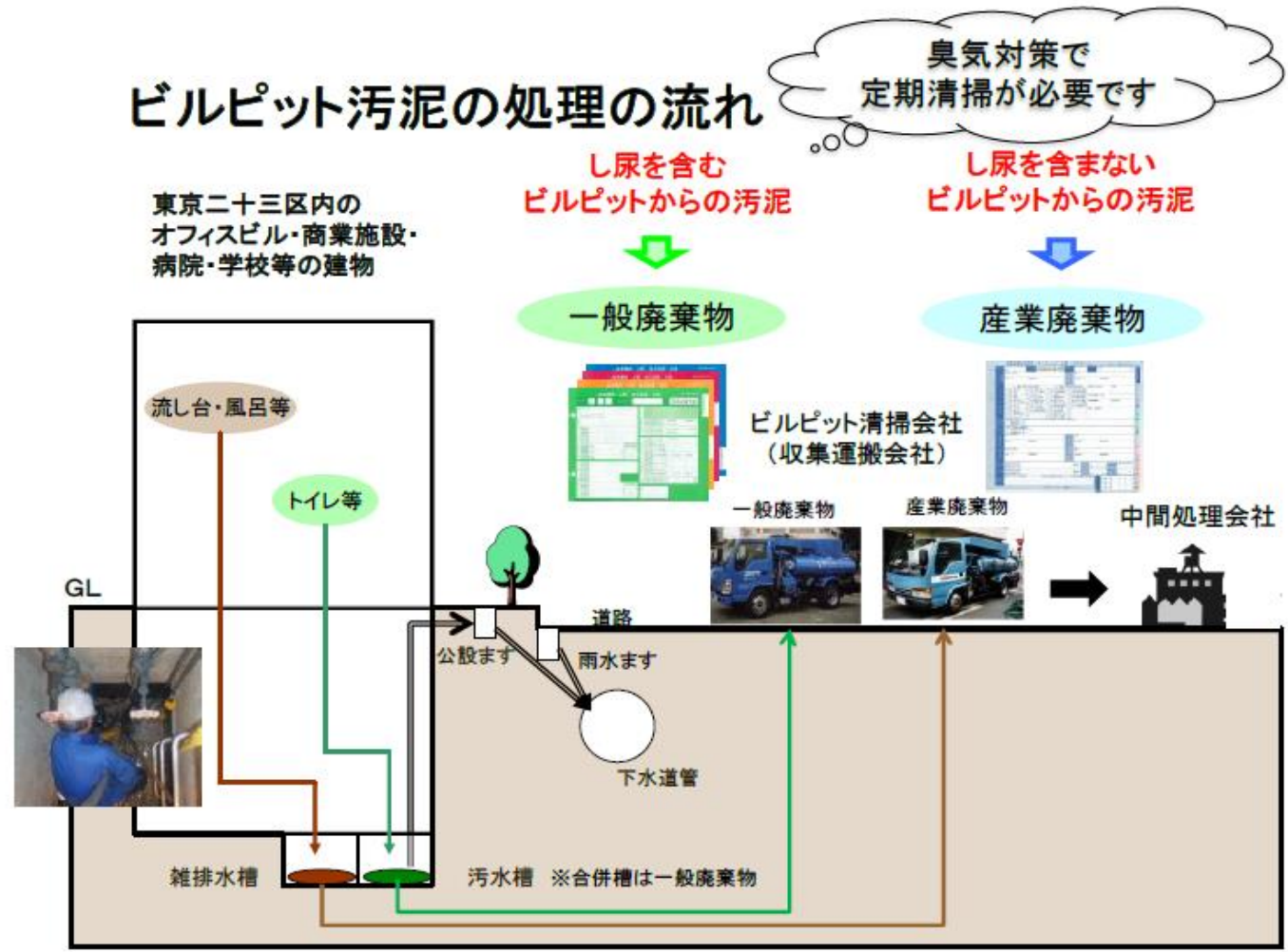
■前述以外の雑排水の排水槽から発生した汚泥

⇒ 産業廃棄物

※し尿まじりのビルピット汚泥(一廃)の処理を、
産業廃棄物処理業者が受託することは違法となる

1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

ビルピット汚泥処理の流れ



出典: 二十三区ビルピット汚泥適正処理推進協議会 資料



1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

事業の業種により区分が異なる

「特定の事業活動に伴うもの」の紙くず

- 印刷業の本社オフィスから発生する紙くずは「特定の事業活動」に該当するか否かの判断で、産業廃棄物あるいは事業系一般廃棄物に分かれ、自治体により異なる場合があるので、当該自治体に確認する必要がある。

排出量を問わず区分

事業活動から排出される産業廃棄物の規定には排出量の条件がないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から少量排出される場合であっても、それが産業廃棄物に規定されている以上は、企業の規模や排出量に関わりなく、産業廃棄物として適正に処理されなければならない。



1-2. 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

一廃？産廃？ここが難しい

判断に迷う事例は？

排出される廃棄物	一廃	産廃
・豆腐製造し、小売を行っている店舗から排出される動植物性残さ		
・印刷工場から排出される廃プラスチック		
・物流業から排出される貨物の流通のために使用した木箱		
・事務所から排出される金属及びプラスチック製の事務機		
・PCB(ポリ塩化ビフェニル)が染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず		

「もっぱら物」の扱い(1)

■ 「もっぱら物」(通称)

- もっぱら再生利用の目的となる廃棄物
(古紙・くず鉄・空きびん類・古繊維)

(昭和46年10月16日環整43号通知)

■ 「もっぱら業者」(通称)

- もっぱら物**のみ**の収集・運搬、処分を行う業者
⇒**処理業の許可不要**

※もっぱら物だけでなくその他の廃棄物を取り扱っている場合には、もっぱら業者とはならないので、必要な処理業の許可が必要となる

「もっぱら物」の扱い(2)

■ 「もっぱら物」の「もっぱら業者」への処理委託

- 処理委託契約書は**必要**
- マニフェスト**不要**
- 引渡し伝票などの記録の保存が**必要**

■ 廃棄物再生事業者登録(法第20条の2)

- 現に廃棄物の再生を業として営んでおり、基準に適合する事業者は、都道府県知事の登録を受けることができる。
- 再生施設を有することが条件
(収集運搬のみの事業者は登録不可)



1-3. 建設工事から生ずる廃棄物について

1-3. 建設工事から生ずる廃棄物について

建設工事から生ずる廃棄物について

建設工事における排出事業者

平成22年法改正 元請業者が排出事業者として責任を有する

この通知を見てみよう！

平成23年2月4日環産廃発第110204001号
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

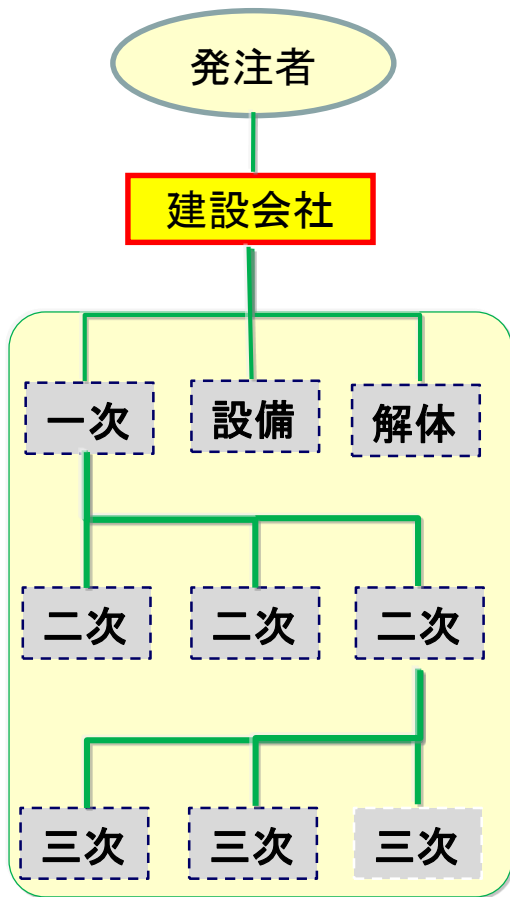
平成23年2月4日環産廃発第110204002号
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する
法律等の施行について(通知)」

平成23年3月30日環産廃発第110329004号
「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」

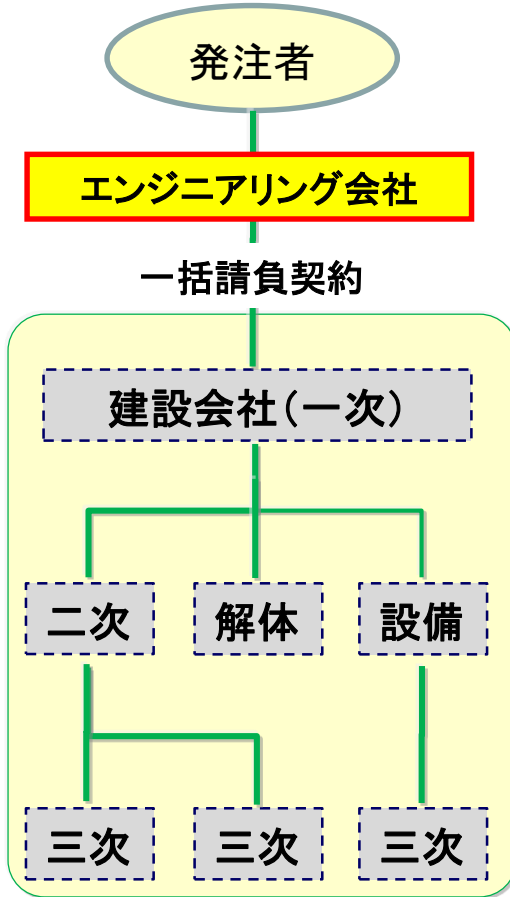
1-3. 建設工事から生ずる廃棄物について

■契約形態による排出事業者の例

排出事業者(元請け)

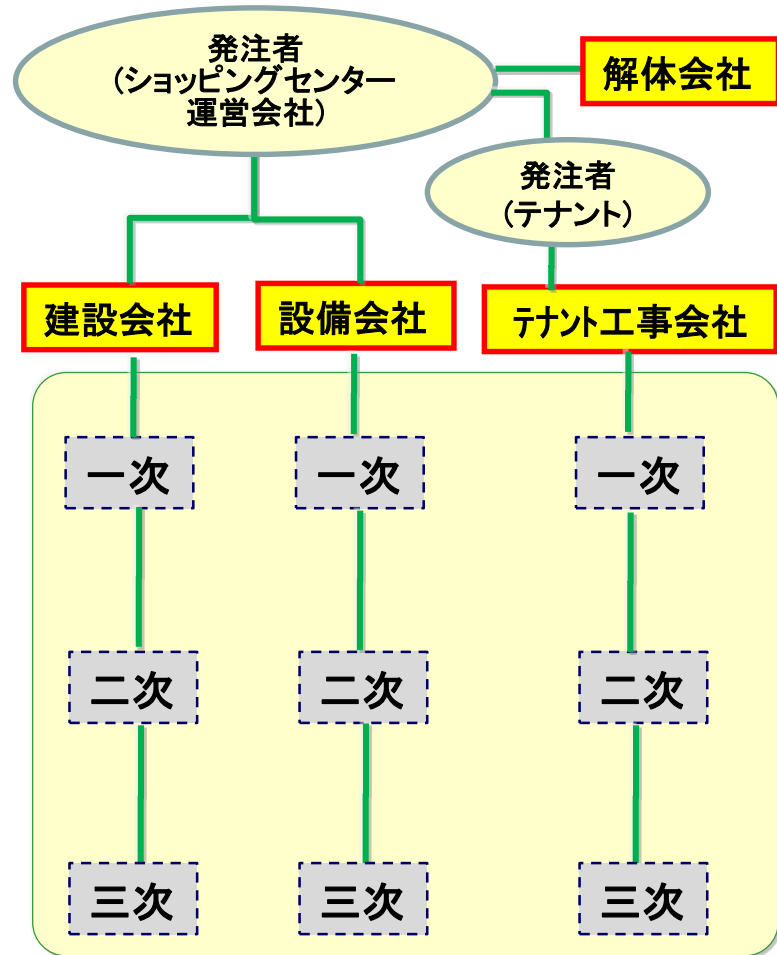


下請業者



下請業者

分離発注



下請業者

建設廃棄物の処理責任の明確化の理由(要旨)

- ・ 建設工事が数次の請負によって行われる場合には、生ずる廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。
- ・ このため、都道府県知事が行政処分を行う相手が不明確となり、今なお多く発生している建設工事に伴い生ずる廃棄物の不法投棄や不適正処理の一つの要因となっている。
- ・ そこで、建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全に資するため、建築工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととした。

建設工事の範囲

- 廃棄物処理法の建設工事とは
土木建築に関する工事
(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を
含む)
 - ・建築物に設ける電気、ガス、冷暖房、消火設備等の建築設備を含む
 - ・小規模な維持修繕工事も建設工事に含む
 - ・単純な設備の消耗部品交換やメンテナンスなど、客観的に工事と考えられない作業は建設工事に該当しない

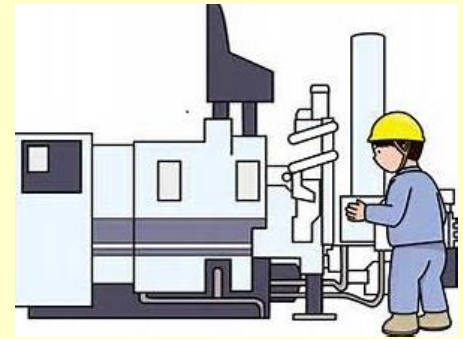


※建設工事の範囲が広いので、建設工事に該当するかを確認することが必要

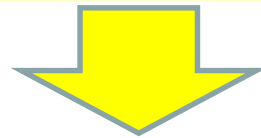
メンテナンスに伴い発生する廃棄物

■ 建設工事に該当しない日常の建築物の維持管理 (例)

設備の定期的なメンテナンスに伴い部分的に発生する廃部品、廃油等、定期的な清掃業務に伴い生ずる床洗浄液など



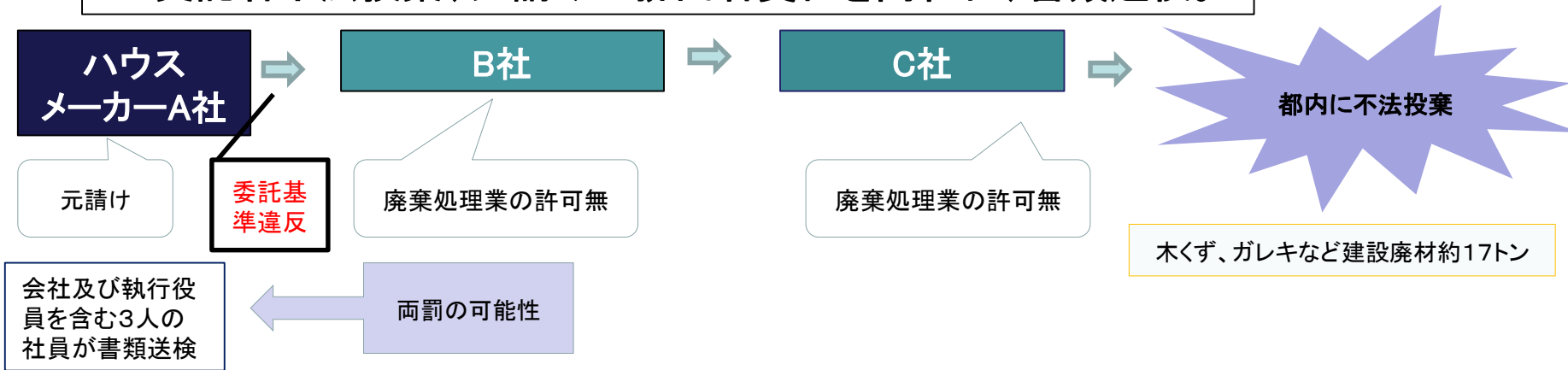
⇒ 設備やビルの所有者・管理者または当該廃棄物を発生させたメンテナンス業者が排出事業者



排出事業者責任の所在と費用負担について、契約時に、あらかじめ定めておくことが必要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件(1)

平成26年10月23日 ハウスメーカーA社
建設廃材を無許可業者に委託。
受託者不法投棄、元請けの排出者責任を問われ、書類送検。

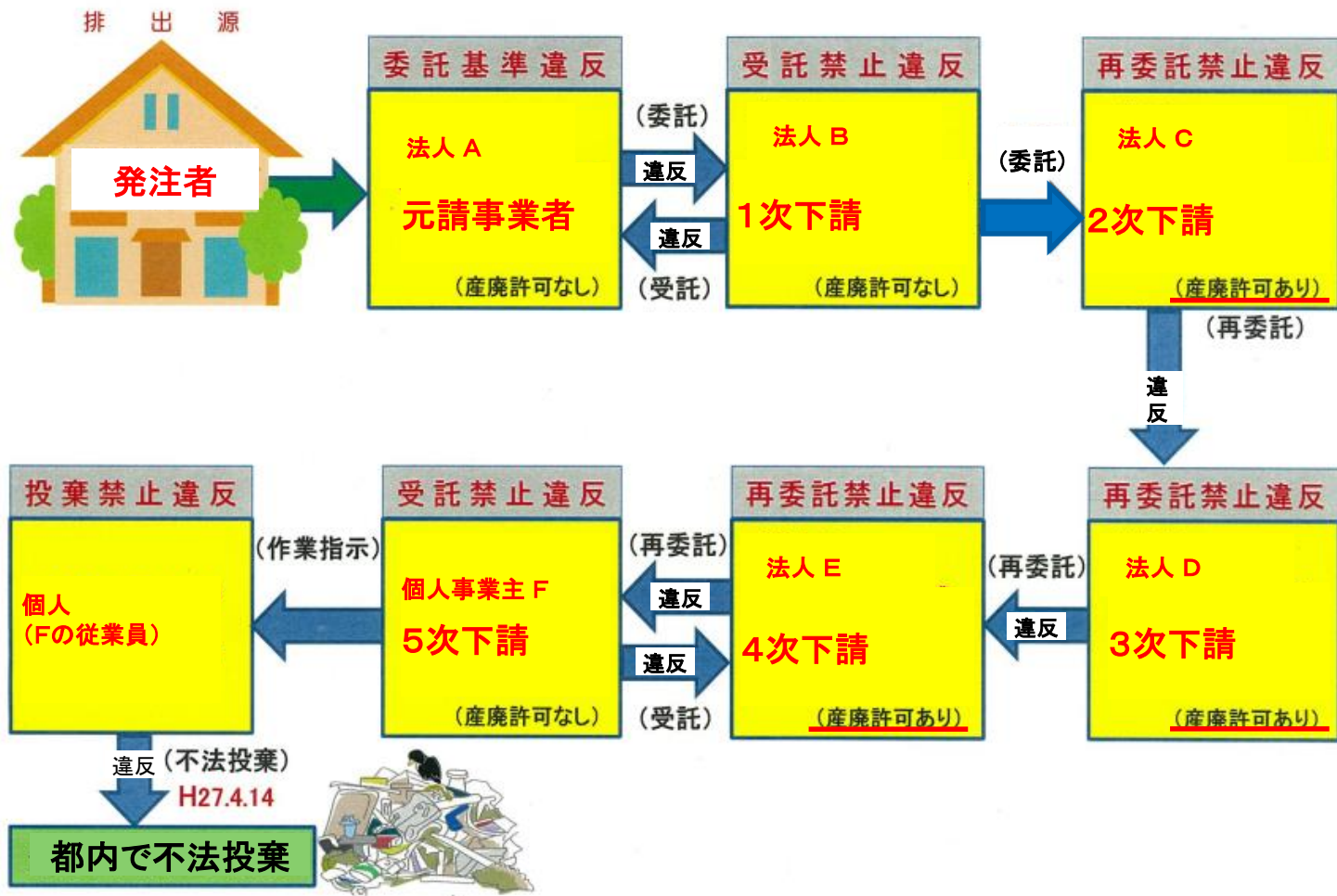


平成22年 法改正 元請けが排出事業者 排出者責任を負う

➤22年法改正前

- 建設工事等における排出事業者には、原則として元請業者が該当する。ただし、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときには、下請業者が排出事業者になる場合もある。
- その場合は、下請業者が自ら運搬する場合には収集運搬の許可が不要となる。
なお、他の会社に収集運搬及び処分を依頼する場合には、その下請業者が排出事業者として法に基づき、委託しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件(2)





1-4. 適正な対価について

適正な対価について

- 処理業者による不適正処理に伴う排出事業者への措置命令
処理を委託しても責任を問われることがある
(例) 著しく安い処理料金で業者に委託 ⇒ 注意義務違反

この通知を見てみよう！

平成30年3月30日環産廃発第18033028号
「行政処分の指針について(通知)」

食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請
そのまま商品として使えないようにするなどの適切な措置
(併せて、適正な料金で委託することも要請。)

1-4. 適正な対価について

処理業者による不適正処理に伴う排出事業者への措置命令

排出事業者責任を果たしていない場合(委託の場合)

処理を委託しても責任を問われることがある

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

《例》

- 無許可業者に廃棄物処理を委託した
- マニフェストの交付・保存が不適切

注意義務違反

《例》

- 著しく安い処理料金で業者に委託
- 処理の状況の未確認

不法投棄等

不法投棄等

生活環境保全上の支障があり、行為者の資金力不足等により原状回復が困難な場合

排出事業者
に
懲役
罰金

排出事業者
に
措置
命令

(都道府県知事より撤去命令が出される)

第9 排出事業者等に対する措置命令 2 要件

(3)①「適正な対価を負担していないとき」とは

一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託すること。(実質的に著しく低廉な処理費用を負担している場合を含む。)をいう

「適正な対価」の判断

・都道府県において、可能な範囲内でその地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を客観的に把握すること。

・その処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている排出事業者については、当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、「適正な対価を負担していないとき」に該当するものと解して差し支えないこと。



1-5. 排出事業者責任の徹底について



排出事業者責任の徹底について

この通知を見てみよう！

平成29年3月21日

環廃対発第1703212号/環産廃発第1703211号

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」

この通知を見てみよう！

平成29年6月20日

環産廃発第1706201号

「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知)」

排出事業者責任とその重要性

廃棄物処理法 第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- ① 自ら運搬または処分を行う。
- ② 他人に収集運搬又は処分を委託する。

※排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

規制権限の及ばない第三者について(1)

第三者が双方の間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為を行う事例が見受けられる。

- 排出事業者は、委託する産業廃棄物処理業者を自らの責任で決定すべきである。
- 産業廃棄物処理業者との委託契約に際して、処理委託の根幹的内容(委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金・委託契約の有効期間等)は、排出事業者と産業廃棄物処理業者の間で決定するものである。
- 排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではありません。

規制権限の及ばない第三者について(2)

これらの決定を第三者に委ねることにより

- 排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になる。
- あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、適正な処理のための費用が産業廃棄物処理業者に支払われなくなる。



委託基準違反や処理基準違反
ひいては不法投棄等の不適処理につながる恐れがある。

廃棄物処理における排出事業者責任は極めて重い。
排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。



排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

- 委託先の施設の外観や情報を単に見ると言った形式的な確認ではなく
- 委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理工程等について、処理業者とコミュニケーションをとりながら実地確認を行う。
- 公開されている情報について、不明点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求める。



法に基づき適正な処理がなされているかを
実質的に確認することが重要！

《留意事項》

- 処理状況の確認を行っていない排出事業者については、措置命令の要件である「法第12条第7項等の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」に該当する可能性があるため、留意する必要がある。



1-6. 行政処分について

行政処分について

(事業の停止) 廃棄物処理法第14条の3

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し) 廃棄物処理法第14条の3の2

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

その許可を取り消さなければならない。

この通知を見てみよう！

平成23年3月15日環産廃発第130310002号
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に
係る法定受託事務に関する処理基準について(通知)」

1-6. 行政処分について

<u>許可の取り消し等の要件</u> (①, ②の違反行為は罰条を持って記載)	処分内容
<p>①第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項2号 (「情状が特に重い時」に相当)</p> <p>無許可営業(第25条第1項第1号)</p> <p>不正手段による営業許可取得(同項第2号)</p> <p><u>無許可事業範囲変更(同項第3号)</u></p> <p>不正手段による事業範囲変更許可取得(同項第4号)</p> <p>事業停止命令違反・措置命令違反(同項第5号)</p> <p>委託基準違反(同項第6号)</p> <p>名義貸しの禁止違反(同項第7号)</p> <p>施設無許可設置(同項第8号)</p> <p>不正手段による施設設置許可取得(同項第9号)</p> <p>施設無許可変更(同項第10号)</p>	許可取り消し

1-6. 行政処分について

不正手段による施設変更許可取得(同項第11号)

無確認輸出(同項第12号)

受託禁止違反(同項第13号)

不法投棄(同項第14号)

不法焼却(同項第15号)

指定有害廃棄物の処理禁止違反(同項第16号)

無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂(同条第2項)

委託基準違反、再委託禁止違反(第26条第1号)

施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反(同条第2号)

施設無許可譲受け・無許可借受け(同条第3号)

無許可輸入(同条第4号)

輸入許可条件違反(同条第5号)

不法投棄・不法焼却目的収集運搬(同条第6号)

無確認輸出予備(第27条)

許可取り消し



1-6. 行政処分について

② 第14条の3第1号及び第15号の2の7第3号

許可取り消し

土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反(第28条第2号)

停止90日

虚偽管理票交付(第29条第8号)

管理票に係る勧告の措置命令違反(同条第13号)

施設使用前検査受検義務違反(第29条第2号)

停止60日

保管届出義務違反(第29条第1号(第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る))

停止30日

管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載
(同条第4号)

管理票回付義務違反(同条第5号)

管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載
(同条第6号)

管理票・同写し保存義務違反(同条第7号)

引受禁止違反(同条第9号)



1-6. 行政処分について

前ページの続き

虚偽管理票写し送付・虚偽報告(同条第10号)

電子管理表虚偽登録(同条第11号)

電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第12号)

処理困難通知義務違反・虚偽通知(同条第14号)

処理困難通知保存義務違反(同条第15号)

土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(同条第16号)

帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反
(第30条第1号)

業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚
偽届出(同条第2号)

定期検査拒否・妨害・忌避(同条第3号)

維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反
(同条第4号)

許可取り消し

停止30日

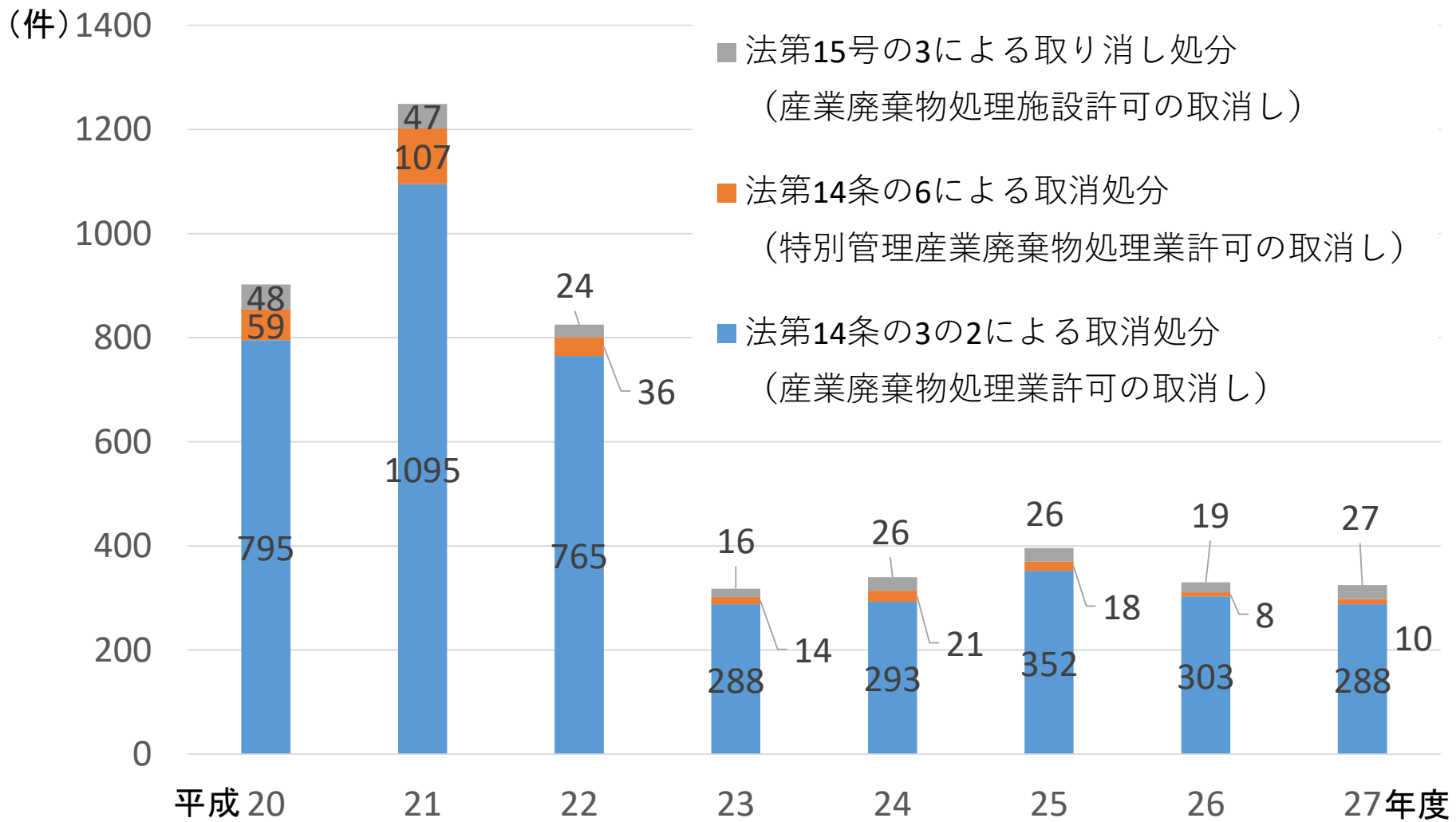


1-6. 行政処分について

前ページの続き	許可取り消し
処理責任者等設置義務違反(同条第5号)	停止30日
報告拒否、虚偽報告(同条第6号)	
<u>立入検査拒否・妨害・忌避(同条第7号)</u>	
技術管理者設置義務違反(同条第8号)	
事故時応急措置命令違反(第29条第17号)	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	停止10日
③ 第14条の3第2号及び第14条の3の2第2講並びに第15条の2の7第1号、第2号及び第15号の3第2号	改善に必要な期間の停止または許可取り消し(改善が不可能な場合)
④ 第14条の3第3号及び第15条の2の7第4号	停止30日

1-6. 行政処分について

取消処分数の推移(全国)



出典: 環境省HP

行政処分(許可取消・事業停止など)の主な理由

○役員の欠格基準等による要因

- 法人の役員が刑法の罪により罰金刑が確定、道路交通法違反の罪により懲役刑が確定
- 役員の欠格基準(刑の執行終了から5年を経過していない等)に該当
- 法人が裁判所から破産手続き開始の決定

※役員が欠格基準に該当し、許可を取り消される事案が依然として多い

○廃棄物処理法に抵触

- 不法投棄(未遂の行為も含む)
- 無許可営業(業の範囲を超えた営業など)
- 名義貸しの禁止違反
- 立ち入り検査妨害、拒否、忌避
- 受託禁止違反(契約未締結、マニフェストを交付されずに運搬・処理など)
- 委託基準違反(業の許可を有している者が無許可業者へ委託など)

※22年改正で建設工事は元請事業者が排出事業者となる旨が明確化

1-6. 行政処分について

許可取消となる欠格要件の対象者、事項とは

<各条項簡略>

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
3. 廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法(傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任)、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 重大な廃棄物処理法違反又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。当該取消が法人である場合には、行政手続法よる通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。
5. 廃棄物処理法、浄化槽法の許可の取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定する日までの間に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届出をした者で、5年を経過しないもの
6. 上記5に規定する期間内に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届の提出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者、又は個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
7. 廃棄物処理および浄化槽の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
8. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(暴力団員等)
9. 未成年者の法定代理人が1から8までのいずれかに該当するもの
10. **法人でその役員又は政令で定める使用人**のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
11. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
12. **個人で政令で定める使用人**のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの



2. 廃棄物処理法の改正について

廃棄物処理法の一部が改正し、平成29年6月16日公布

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 現状と課題

(1) 廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



<明らかになった課題>

- ① 許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- ② 電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2) 雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



<明らかになった課題>

- こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要



2-1. 廃棄物処理法の改正

2. 改正法の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

① 許可を取り消された者等に対する措置の強化 (第19条の10等)

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者等**が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずること**等ができることとする。

② マニフェスト制度の強化(第12条の5)

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付けること**とする。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け(第17条の2)

○人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、**雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)**について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、**都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け**
- ・処理基準違反があった場合等における**命令等の措置の追加**等の措置を講ずる。

(3) その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、**廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。**(第12条の7)

公布日 : 平成29年6月16日
施行期日 2(1)②以外 : 平成30年4月1日
2(1)② : 平成32年4月1日

出典:環境省 報道発表資料

電子マニフェスト使用の一部義務化 (2020年4月1日施行)

<対象>

- **前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が50トン以上**の事業場を設置しており、その処理を委託している事業者
- 同一の事業場から発生する産業廃棄物やPCB廃棄物を委託する場合は、当該廃棄物については紙マニフェストも使用可能
⇒ **業務効率化の観点から、電子化を推奨**

<義務対象となるかの判断基準>

- ① 年度ごとに判断
発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れる
⇒ 年間50トン以上になった場合は再び義務対象となる。
- ② **多量排出事業者の処理計画に記載する排出量を基準に判断**

<登録及び報告期限> (2019年4月1日施行)

- 3日以内
- 日曜日、土曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く
⇒ **適正処理の観点からは、速やかな登録及び報告が必要**

出典:環境省資料

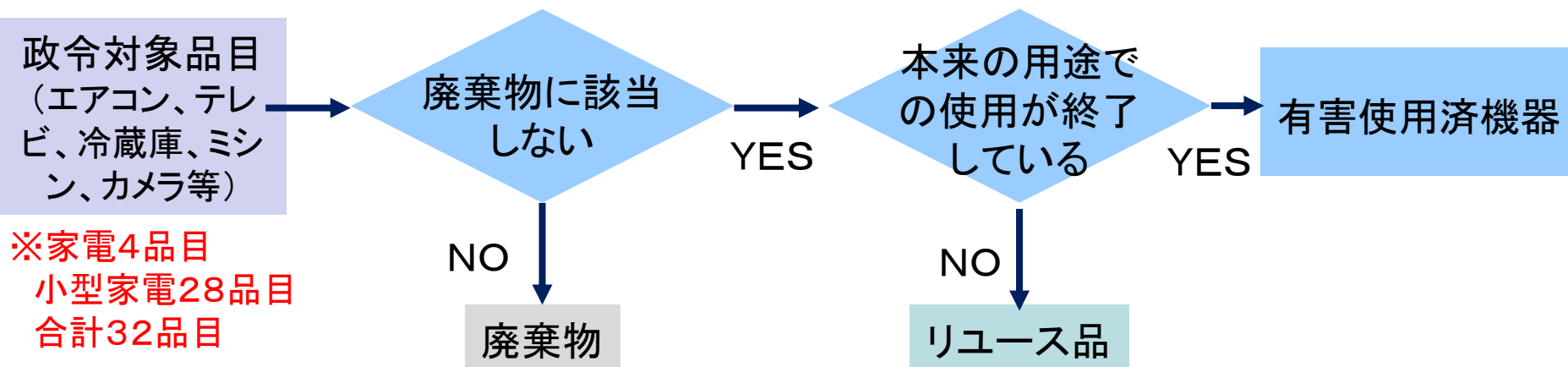
2-1. 廃棄物処理法の改正

有害使用済機器の保管等 (2018年4月1日施行)

○有害使用済機器とは

使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」(法第17条の2第1項)であり、具体的には令第16条の2に規定する機器であること。

<判断フロー>



出典:環境省資料「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第1版)」

有害使用済機器の保管等 (2018年4月1日施行)

- 有害使用済機器の保管又は処分(再生を含む。)を業として行おうとするものは、事業を開始する10日前までに都道府県知事に届け出なければならない。(法第17条の2、規第13条の3)

注)法改正の施行日(平成30年4月1日)に、既に有害使用済機器の保管等を業として行っているものについては、施行後6ヶ月(平成30年10月1日まで)までに届け出が必要

<届け出が不要な者>

産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理業者、広域認定事業者、再生利用認定事業者、家電リサイクル法認定事業者、小型家電リサイクル法認定事業者等

- 保管および処分の基準

囲い・掲示板の設置、保管高さ、土壌・地下水汚染防止、飛散・流出措置、生活環境の保全、火災・延焼防止、公衆衛生の保全、特定家庭用機器の処分、禁止行為

- 帳簿の備え付けの義務

- ・必要な記載事項(規13条の12第1項)
- ・1年ごとに閉鎖
- ・事業場ごとに5年間保存

出典:環境省資料「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第1版)」

有害使用済機器の保管等 (2018年4月1日施行)

環境省HP掲載より Q&A抜粋

Q1-2. 引き受けた金属スクラップの中に有害使用済機器が混入していた場合で、展開・確認に時間がかかるなどして受付拒否や返品が難しい場合、届出が必要か。

A1-2. 有害使用済機器の受入れを行っていない旨を排出者に対して事前に明示的に伝えておくことを推奨。それでも有害使用済機器が反復継続して混入し、保管又は処分を行う場合には、有害使用済機器の保管又は処分を業として行っていると解されるため、届出及び有害使用済機器の保管・処分の基準の遵守が必要。

Q2-5. 産業廃棄物と有害使用済機器をまとめて処理委託し、マニフェストにもまとめて記載したいが問題ないか。

A2-5. 産業廃棄物に係る委託契約やマニフェストの内容が不明確となるため、避けてください。なお、産業廃棄物と政令第16条の2に規定する品目（有害使用済機器対象品目）をまとめて処理委託する場合、有害使用済機器対象品目は全体として廃棄物として取り扱われ、有害使用済機器に該当しないと考えられます。

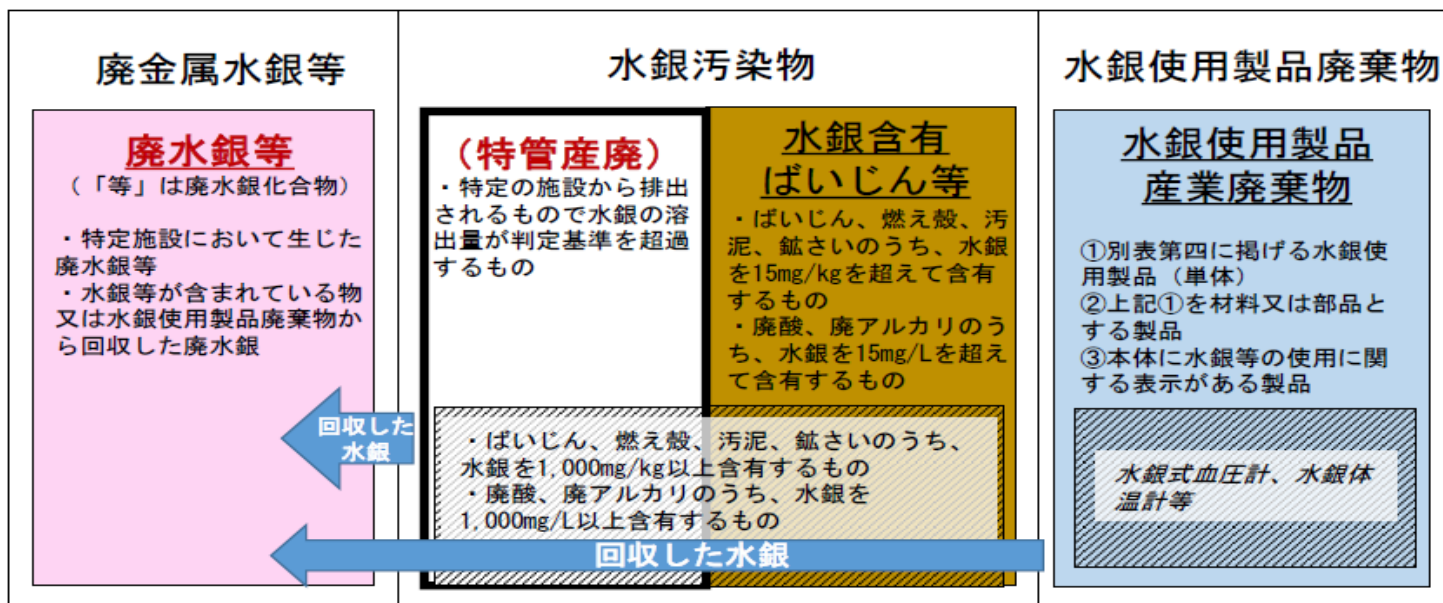
出典:環境省Q&A <http://www.env.go.jp/recycle/waste/used/faq.html>

親子会社間の特例 (2018年4月1日施行)

- 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していること、その他の当該二以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること
 - ⇒親法人と孫法人(子法人が支配関係を有する法人)の関係は、議決権保有割合の要件を満たしていないことから認定の対象にはならない
- 都道府県知事等の認定が必要
- 当該認定に係る産業廃棄物収集、運搬又は処分を、産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができる
 - ⇒親子会社以外の産業廃棄物を処理することはできない
- 産業廃棄物の処理に係る特例
 - ⇒産業廃棄物の処理のみ。一般廃棄物については適用されない

水銀廃棄物の分類（産業廃棄物）


廃棄物処理法施行令改正により、新たに **廃水銀等**、**水銀含有ばいじん等**、**水銀使用製品産業廃棄物** を定義



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

赤文字：特別管理産業廃棄物

斜体：例示

 水銀回収義務付け対象

水銀使用製品産業廃棄物に対する措置の概要

【背景】

- 水銀使用製品廃棄物は、主に水銀回収等が行われているが、直接、埋立処分されているものもある
- 引き続き水銀回収を促進するとともに、水銀使用製品廃棄物により環境上適正に取り扱われるよう基準の強化等が必要



【概要】

平成29年10月1日より施行

- 新たな廃棄物区分:「水銀使用製品産業廃棄物」を設定
- 「水銀使用製品産業廃棄物」に対する新たな措置:
 - (1) 処理基準の追加
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

2-2. 廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（廃水銀関係）

水銀使用製品産業廃棄物の対象（1）

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）	
2	空気亜鉛電池		21	灯台の回転装置	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む）	×	23	水銀抵抗原器	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	24	差圧式流量計	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）	×	25	傾斜計	
7	農業		26	周波数標準機	×
8	気圧計		27	参照電極	
9	湿度計		28	握力計	
10	液柱形圧力計		29	医薬品	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×	30	水銀の製剤	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×	31	塩化第一水銀の製剤	
13	真空計	×	32	塩化第二水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		33	よう化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	34	硝酸第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		35	硝酸第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		37	酢酸フェニル水銀の製剤	
19	顔料	×	注) No.19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する		

出典：環境省 廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）についての説明会資料

水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置（1）

▶ 新たな措置

（1）処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none">「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
処分・再生	<ul style="list-style-type: none">水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により、水銀を回収安定型最終処分場への埋立は行わないこと

水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置（2）

▶ 新たな措置

（2）水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿	全ての項目について、「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

出典：環境省 廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）についての説明会資料

水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置（3）

【留意点】

- 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリ・同一性状の製品が産業廃棄物となったものが混在した状態で排出される場合（例）空気亜鉛電池とアルカリボタン電池が混在している場合
 - ⇒ 総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってOK
混在したものを総体として、他の物と混合するおそれのないよう保管、区分して収集・運搬すること
- 水銀回収義務付けの対象となっていない製品であっても、水銀含有量が多いもの（超高压UVランプ等） ⇒ 水銀回収に努める
- 処理過程で水銀が使用された製品が組み込まれていることが判明した場合
 - ⇒ 排出事業者はその旨を伝える
 - ⇒ 次に同じ製品を排出する際は、「水銀使用製品産業廃棄物」と同等に環境上適正に扱う

2-2. 廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（水銀関係）

WDS様式の改訂

水銀廃棄物の適正処理に必要な情報提供はWDSを活用

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所在地	〒	所属	担当者	TEL	
							FAX	
2	廃棄物の名称							
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)		主成分 他			MSDSがある場合、CAS No.		
	<input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)		・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()					
			※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等					
	<input type="checkbox"/> 特別管理 産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△		アルキル水銀 () 水銀又はその化合物 () カドミウム又はその化合物 () 鉛又はその化合物 () 有機燐化合物 () 六価クロム化合物 () 砒素又はその化合物 () シアン化合物 () <input type="checkbox"/> 分析表添付 (廃棄物処理法)		トリクロロエチレン () テトラクロロエチレン () ジクロロメタン () 四塩化炭素 () 1,2-ジクロロエタン () 1,1-ジクロロエチレン () シス-1,2-ジクロロエチレン () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,1,2-トリクロロエタン ()		1,3-ジクロロベンゼン () チウラム () シマジン () チオベンカルブ () ベンゼン () セレン () ダイオキシシン類 () 1,4-ジオキサン ()	

(6. 以降省略)

出典：環境省 廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）についての説明会資料

2-2. 廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（廃水銀関係）

マニフェスト記載例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	0000162204	整理番号		交付担当者	氏名	印			
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称			事 業 場 （ 排 出 事 業 場 ）							
	住所 〒			電話番号		所在地 〒			電話番号		
産 業 廃 棄 物	種類		<input checked="" type="checkbox"/> 普通の産業廃棄物	種類		特別管理産業廃棄物		数量（及び単位）	荷姿 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> t	<input type="checkbox"/> kg	<input checked="" type="checkbox"/> バラ	<input type="checkbox"/> コンテナ	産業廃棄物の名称 蛍光灯 水銀灯	有害物質等		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/> 4200 金属くず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> m	<input type="checkbox"/> l	<input type="checkbox"/> ドラム缶	<input type="checkbox"/> 袋				
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input checked="" type="checkbox"/> 4800 ガラス陶磁器くず	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の名称		処分方法 <input checked="" type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 溶解 <input type="checkbox"/> 圧縮 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 埋立					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/>	有害物質等							
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/>	備考・通信欄							
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1600 家畜ふん尿	<input type="checkbox"/>	（水銀使用製品産業廃棄物を含む）							
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/>								
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/>								
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/>								
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input checked="" type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む	<input type="checkbox"/>									
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）										
<input type="checkbox"/>	帳簿記載のとおり										
<input type="checkbox"/>	当票記載のとおり										

いずれかに記載

《参考》

「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」「汚泥」「ばいじん」などのような**廃棄物の種類（品目）ではなく、各品目の限定条件を表す言葉**です。

例えば、石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）であるガラス陶磁器くずを「ガラス陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）」と表示することと同じ扱いです。

2-2. 廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（廃水銀関係）

処理業者の許可申請・届出（東京都の対応）

《水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物》平成29年10月1日から施行

産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合

次回の更新までに許可証の書き換えが必要です。

平成34年9月30日までの間、変更届の手続きにより新しい許可証を交付しています。

《許可証の書き換え例》

現状

産業廃棄物の種類：
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・
コンクリート・陶磁器くず

書き換え後

産業廃棄物の種類：
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コ
ンクリート・陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

○平成34年10月1日以降は
石綿含有産業廃棄物と同様に変更許可として取扱



3. 東京都の指導事例 など

●不適正処理の防止

産廃Gメンによる取り締まり

■不法投棄対策担当

- ・都県境を越えた広域的な事案への対応
- ・解体工事現場への立入検査
- ・不用品回収業者対策 等

警視庁警察官
+ 警察官OB

■規制監視担当

- ・産業廃棄物処理業者への巡回指導
- ・産業廃棄物処理施設への立入検査
- ・苦情等への対応 等

都内の中小規模建物解体工事現場への立入指導

○ 実績

- ・25年度 1, 189件
- ・26年度 1, 194件
- ・27年度 1, 397件
- ・28年度 1, 118件
- ・29年度 1, 696件

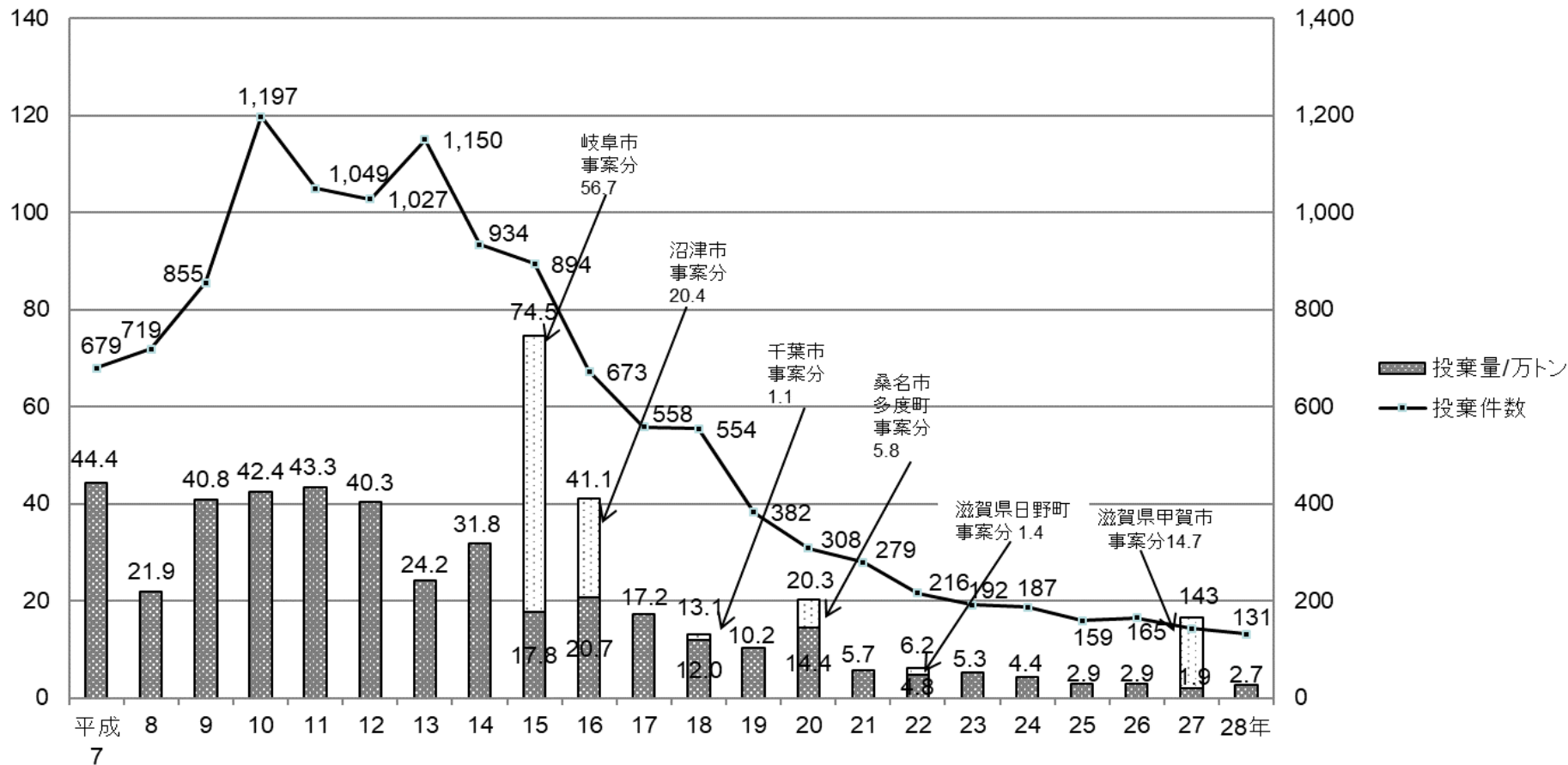
○ 指導対象

- ・元請業者(建設業者)
- ・解体工事業者
- ・産業廃棄物処理業者



3. 東京都の指導事例

不法投棄件数・投棄量の推移(全国)



平成28年度 131件(△12件) 2万7千t(△13.9万t)

出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)」より作成

産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査結果 (産廃スクラム34)

- 調査実施日・場所
平成30年10月12日(金曜)～25日(木曜)
16箇所を実施

- 調査結果
産業廃棄物関係車両 159台
うち文書で指導した台数 15台

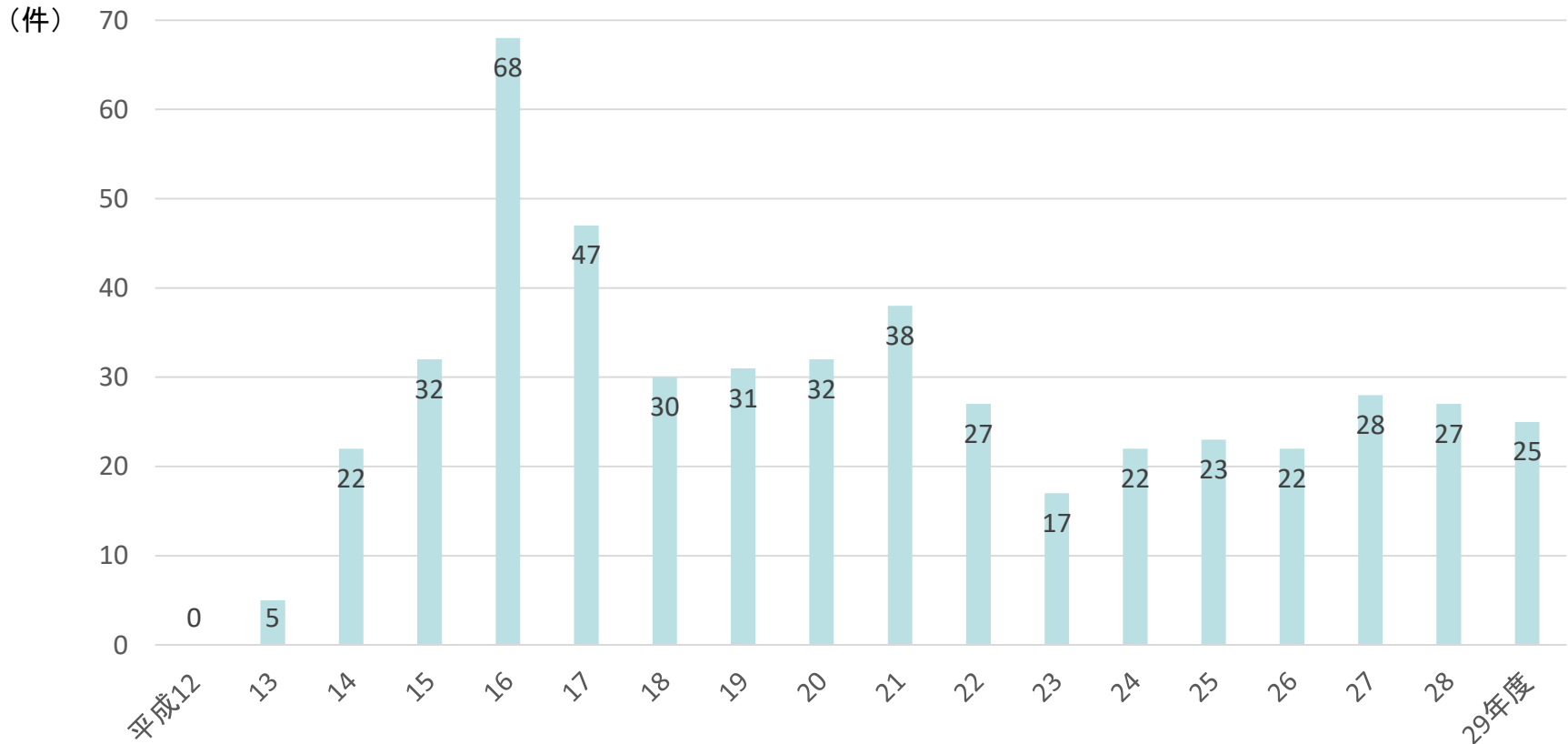


- 違反内容

指導内容	件数
許可証の写し等書類携帯義務違反	14件
マニフェスト(産業廃棄物管理票)記載不備	6件
マニフェスト携帯義務違反	1件
産業廃棄物運搬車両表示義務違反	7件
その他	10件

3. 東京都の指導事例

産業廃棄物処理業許可取消件数(東京都)



○平成12年10月 欠格要件強化(暴力団員等を追加)

○平成15年12月 欠格要件強化(許可取消義務化)

出典:東京都作成

3. 東京都の指導事例

産業廃棄物処理業者に対する行政処分の事例

処分の理由(抜粋)

1	収集運搬の許可が失効した日から新規に許可を取得するまでのうち、約2ヶ月程度、無許可で収集運搬を行っていた。
2	産業廃棄物収集運搬業の許可を取得後、許可とは別の屋号を用いて、都民の家庭にチラシを配布し、不用品回収などと称して、一般廃棄物収集運搬の許可を受けずに一般廃棄物の収集運搬を行っていた。
3	解体工事において、許可を受けていない者に産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託した。
4	建物解体工事に伴い生じた産業廃棄物について、排出事業者であるにもかかわらず、産業廃棄物管理票を交付しなかった。
5	事業者及び役員等が、廃棄物処理法違反により、罰金刑等が確定した。 ・不法投棄、委託基準違反、受託禁止違反、虚偽の管理票の交付等の禁止 など
6	他県知事から廃棄物処理法違反により、許可の取消処分を受けた。 ・一般廃棄物処分業の許可を有しないにもかかわらず、一般廃棄物を受け入れ、一般廃棄物の処理施設の許可を受けていない破砕施設で処分を行った、改善命令違反、不法投棄 など
7	その他、刑法や道路交通法などの法律による刑が確定等、破産手続き開始 など

立入検査での不適正事例

- 許可品目でない廃棄物を受け入れている
- 登録されていない車両が使用されている
- 看板の許可期限が失効、表示が不鮮明
- 契約書、マニフェストの記載事項が不十分
- 排出事業者が保管すべきマニフェストA票を保管
- 側溝等の清掃が行われていない

不適正事案事例

■産廃を一般ごみに見せかけ処理場に不法投棄

2014年11月20日

産業廃棄物を一般のごみの処理場に不法投棄したとして、大阪府警生活環境課は19日、〇〇市〇〇、産廃収集運搬業「〇〇産業」社長・〇〇〇〇容疑者(〇〇)や従業員ら3人を、廃棄物処理法違反の疑いで逮捕した。いずれも、容疑を認めているという。発表では、〇〇容疑者らは今年8～9月、〇〇市と〇〇市から出た**廃プラスチックや木くずなど産廃約3,870キロに、ほかのごみを混ぜるなどして一般のごみに見せかけ**、〇〇清掃施設組合(〇〇市)の処理場に**不法投棄**した疑い。府内外の事業所から産廃を収集し、2009年4月～今年8月に搬入手数料2,655万円を支払っていた。〇〇市から、搬入許可を得ている他社名義の許可証を使うなどして1日2回、運び込んでいたという。

処理業者への苦情の事例

- 不十分な清掃による臭気、粉じん
- 早朝、夜間の作業による騒音、振動
- 廃棄物を積み降ろす時の騒音、振動
- 路上での廃棄物の積替え
- 産業廃棄物運搬車両による危険運転
- 許可品目でない廃棄物を受け入れている

こんな処理業者には**要注意**！

産業廃棄物の適正処理に向けて、
排出事業者に優良な処理業者との契約を啓発しています。

- 契約書を交わそうとしない処理業者
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う 収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」と言う収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルにまわすので、契約やマニフェストは不要ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、
産業廃棄物処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者





ご清聴ありがとうございました

産業廃棄物関連情報メールマガジン配信中！

- * 毎月第2金曜日配信（月1回）
重要情報は臨時号でお知らせ！
- * 通知・補助金・行政処分の情報など
知っておきたい情報が満載！

